

公益財団法人向日市スポーツ文化協会加盟団体育成補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）の加盟団体の活動を活性化させ、競技及び地域スポーツの普及並びに健康づくりを図るため、予算の範囲内において、補助金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助対象事業及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請団体」という。）は、加盟団体育成補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、理事長へ提出するものとする。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(審査)

第4条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、公益財団法人向日市スポーツ文化協会補助金適正化委員会設置要綱に定める補助金適正化委員会（以下「委員会」という。）に意見を聞くものとする。

2 委員会は、次の各号に定める事項に基づき補助の妥当性について審査し、速やかに理事長に意見を述べるものとする。

- (1) 事業の目的が適切であること。
- (2) 補助金の使途が明確であること。
- (3) 補助事業が営利を目的としない事業であること。

(補助金の交付決定)

第5条 理事長は、委員会の意見に基づき、補助金を交付すべき者と認めるときは補助金の交付を決定し、加盟団体育成補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請団体に通知するものとする。

(計画の変更)

第6条 申請団体が、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた後において、事業の計画を変更、中止または廃止する場合は、直ちに計画（変更・中止・廃止）申請書（様式第5号）及び変更収支予算書（様式第6号、ただし、変更の場合に限る）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により計画の変更申請があったときは、変更内容を精査し、前条の規定による交付決定の内容に著しく異なる変更があると認めるときは、第4条の規定を準用し、前条の規定による決定を変更するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が終了したときは、事業終了後30日以内に実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式第8号）
- (2) 領収書等支払いを証明する書類
- (3) 事業実施状況がわかる資料
（補助金の交付）

第8条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書に基づき算定した補助金（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を1か月以内に交付する。

（補助金の返還）

第9条 理事長は、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 補助金を事業の目的外に使用したとき。
- (2) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき。
- (3) 事業の実施について、この要綱に違反したとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成24年3月28日要綱第1号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日要綱第6号）

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1

補助対象事業	補助限度額
競技団体が競技の普及と競技力の向上を図るスポーツ事業	1団体につき 57,000円以内
スポーツ少年団本部が子どもにスポーツを通じて健全な心身の発達を図るスポーツ事業	
体育振興会が地域のスポーツ参加意欲と連帯感の醸成を図るスポーツ及び健康づくり事業	

別表第2

補助対象経費
報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、保険料